
第3部 施策ごとの具体的計画 (予防・応急・復旧計画)

○ 主な応急復旧活動の流れ

項目	発災	2～3 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	応急対応期		復旧対応期
初動態勢	○初動要員出動（緊急初動態勢） ・避難所状況確認・開設 ・災害時要援護者・避難行動要支援者対策・帰宅困難者対策	○初動本部による市内被害情報収集	○災害対策本部の設置・第1回災害対策本部会議（以後、適宜開催） ○職員参集(非常配備態勢)	○配備態勢と職員配置見直し
情報収集 伝達	○被害状況調査・報告	○通信連絡系統点検・確保	○防災行政無線、広報車等による広報 ○掲示、印刷物等による情報提供	○コールセンター開設
	○報道機関への発表	○緊急放送（むさしのFM、J：COM東京 武蔵野・三鷹局） 【主な広報内容】 ・余震警戒、近隣安否確認と救出 ・出火防止・初期消火 ・危険家屋立ち入り注意 ・避難時のガス栓、ブレーカー遮断	○報道機関への発表	○報道機関への発表 ・支援物資配付情報 ・市内復旧情報 ・ボランティア情報 ・行方不明者等情報
救出救助 消防活動	○要救助者の把握	○救出・消防活動開始	○消防・警察等との連携・調整 ○緊急消防援助隊要請	○消防団活動 ○自主防災組織活動
交通警備 緊急輸送	○交通規制（第1次→第2次）開始 [警視庁]	○交通情報収集	○緊急道路障害物除去作業 ○緊急通行証の交付 ○輸送車両の確保・調達 ○燃料調達	○備蓄品・支援物資等配送

(注) 発災時間については、平日夕方等を想定している。また、「○」は活動の開始、「→」は活動の継続を表す。

項目	発災	2~3 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	応急対応期		復旧対応期
帰宅困難者対策	<ul style="list-style-type: none"> ○初動要員出動 <ul style="list-style-type: none"> ○一時滞在施設の安全確認 ○一時滞在施設の開設要請 ○一時滞在施設の開設・運営 ○一斉帰宅抑制広報 ○駅等での情報提供（滞留者の誘導） ○災害用伝言ダイヤル起動・運用 ○放送要請（株式会社エフエムむさしの、株式会社ジェイコム東京 武蔵野・三鷹局） ○市HP、防災・安全メール、ツイッター等運用 	<ul style="list-style-type: none"> ○関連情報提供 ○備蓄物資配付 ○一時滞在施設の開設状況の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ○帰宅支援 ○帰宅支援情報の広報 	
医療救護	<ul style="list-style-type: none"> ○武蔵野市医療救護本部設置 ○医療施設の被害状況把握 ○武蔵野市災害医療コーディネーター活動開始 ○東京 DMAT の活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急医療救護所の設置 ○医療救護班派遣要請 ○医薬品備蓄供出 ○医療機関等への優先給水 ○都医療救護班等の派遣 ○負傷者等の搬送要請 ○都へ医薬品供給要請 ○広域医療搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所医療救護所等 ○薬事センターの設置 ○避難所の防疫、保健衛生指導 ○避難所等への巡回診療 ○こころのケア活動 	
遺体の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の被害状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○収容施設の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○遺体の搜索・搬送 ○棺・ドライアイス等の確保 ○検視・検案班の調整 ○都等への応援要請 ○市民、報道機関等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○検視・検案活動 ○火葬手配 ○広域火葬の要請 	
避難行動要支援者等対策	<ul style="list-style-type: none"> ○安否確認・避難誘導 ○安否情報集約 ○必要な援助の確認・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所への搬送 ○支援体制調整 ○巡回、見守り 		

(注) 発災時間については、平日夕方等を想定している。また、「○」は活動の開始、「→」は活動の継続を表す。

項目	発災	2～3 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	応急対応期		復旧対応期
避難者対策 避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ○初動要員出動 ○自主防災組織、消防団による避難誘導等 ○避難指示等 ○避難所の応急危険度判定 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・運営 ○避難者名簿作成 ○災害用トイレの確保 ○ペット対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所衛生管理 ○福祉避難所の開設・運営(順次開設) ○広域避難の要請 ○自宅生活継続者への物資供給 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア要請・受け入れ ○支援物資供給体制確立
飲料水 ・食料等	<ul style="list-style-type: none"> ○備蓄倉庫の被害状況確認 ○水道施設被害状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所開設状況・避難者数の把握 ○物資調達・輸送・配付計画検討 ○備蓄品の搬送 ○備蓄品の配付 ○物資受け入れ体制確立 ○応急給水計画策定 ○応援要請 ○応急給水の実施 ○飲料水・食料等の供給に関する広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料等調達要請 ○救援物資の受け入れ ○水道復旧方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等への安定的供給体制確立 ○炊き出し用食料調達
ごみ・し尿・ がれき処理等	<ul style="list-style-type: none"> ○処理施設の被害状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等へ災害用トイレの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○がれき搬入 ○都への応援要請 ○ごみ・がれき発生量の推定 	<ul style="list-style-type: none"> ○し尿の収集・搬入 ○臨時ごみ集積場の確保 ○ごみ・がれき処理開始
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の被害状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○活動態勢の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧作業 ○復旧状況の広報 	

(注) 発災時間については、平日夕方等を想定している。また、「○」は活動の開始、「→」は活動の継続を表す。

項目	発災	2~3 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期		応急対応期	
応急危険度判定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急危険度判定体制の確立 ○ 避難所等重要施設の応急危険度判定実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般施設の応急危険度判定準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般施設の応急危険度判定実施 ○ 住宅被害調査準備 ○ 罹災証明交付準備

(注) 発災時間については、平日夕方等を想定している。また、「○」は活動の開始、「→」は活動の継続を表す。

第1章 市民と地域の防災力向上

本章における対策の基本的考え方

本章では、自助・共助の担い手となる市民、地域、事業所、ボランティアの他、消防団（以下「市民等」という。）による取組を定めている。

災害時の被害を軽減するためには、すべての市民等が「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本的考え方として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、市、市民等との連携や相互支援を強化し、災害時に助け合う社会システムの確立が求められる。

そのためには、市民自らが住宅の耐震化や家具転倒・移動・落下防止、在宅避難に向けた水や食料、生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）等を推進するとともに、災害時において避難所に避難しなくても自宅で生活が継続できる「在宅避難」や「分散避難」の仕組みづくりを推進し、また市が情報や水、食料、生活用品などを避難所以外にも提供できる仕組みづくりを行う。

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになった。また、熊本地震では、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識された。

市をはじめとする防災関係機関は不断の意識啓発に取り組むとともに、市民等が防災意識を高め、地域において自主的に防災組織を結成し、地域防災力を向上できるよう支援する。

対策の全体像

現在の到達状況

- 武蔵野市耐震改修促進計画に基づき、平成30年度末現在の住宅耐震化率は約92%となっている。
- 平成7年度から武蔵野市家具転倒防止金具等取付事業実施要綱に基づき、ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯及び一定の障害がある方がいる世帯を対象に、無料で家具に転倒防止金具を取り付ける事業を実施している。
- 地域の安全点検と市民の防災知識普及、共助による地域防災力の向上を図る組織として、平成5年に設立された武蔵野市民防災協会において、地域防災セミナー等の研修を実施している。
- 防災協会から委嘱を受けた防災推進員(定員102名)が防災タウンウォッチングや防災啓発を行い、地域防災力を高めている。
- 平成10年に「武蔵野市自主防災組織に関する要綱」を制定し、自主防災組織の結成促進、支援に取り組んできた結果、市には73団体の自主防災組織、13団体の避難所運営組織が設立されている(令和4年1月1日現在)。
- 市民に防災ハンドブックを配布し、各種事業のお知らせ等を行っている。
- 平成29年より、展示・啓発ブース、市民の体験型訓練及び防災機関の活動周知などの普及啓発の部分に特化したイベントとして、都立武蔵野中央公園との共催により「はらっぱ防災フェスタむさしの」を実施している。
- 「武蔵野市民社会福祉協議会(ボランティアセンター武蔵野)」を中心に市民団体や各防災関係機関との幅広いネットワーク体制の確立に重点をおいた防災ボランティア訓練を実施している。
- 消防団員数は、定員260人に対し、235人である。(令和4年1月1日時点)

課題	対策の方向性	到達目標
市民一人ひとりの自助の備えや発災時に適切な行動をとれるような備えが必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄、出火防止対策、家の安全対策、防災訓練への参加など、市民の自助を促進 ・ 在宅避難等、適切な避難行動の啓発 ・ 在宅避難を継続する仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民一人ひとりの防災力の向上 ・ 住宅の耐震化率の向上 ・ 家具転倒・移動・落下防止対策普及 ・ 3日分以上の水・食料を備蓄する市民の割合を80%以上達成 ・ 3日分以上の携帯トイレ、カセットボンベを備蓄する市民の割合を50%以上達成 ・ 情報・水・食料・生活用品などを避難所以外にも提供できる仕組みの構築
自主防災組織等の強化をはじめとした地域防災力の向上 避難所運営組織・自主防災組織が発災時に実効ある行動をとれるような平常時の連携が必要であるとともに、防災活動の場における女性や外国にルーツを持つ方の活躍が必要	<p>地域防災セミナー、地域防災出前講座及び市民防災協会事業等の推進</p> <p>自主防災組織や避難所運営組織の設立及び活動活性化に関する支援</p>	<p>「地域における防災リーダー」としての人材育成・団体育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所運営組織の活動支援 ・ 自主防災組織の設立促進、防災知識の啓発
消防団の定員の充足や災害活動態勢の充実が必要	<p>コミュニティセンターを「災害時地域支え合いステーション」に指定</p> <p>消防団員の募集活動や訓練等の充実による能力向上、資器材の整備を推進</p>	<p>各コミュニティセンターにおける地域特性に配慮した共助体制の確立</p> <p>消防団体制の強化及び分担詰所、装備資機材の充実強化による災害時の即応体制の確立</p>
事業所の地域に対する役割（地域の救助活動・事業継続等）を果たす体制の整備が必要	<p>事業所防災計画や地域との災害時協定の締結を促進</p>	<p>市及び各防災関係機関は、事業所との協定締結や合同訓練の実施、事業所防災計画の作成促進等により、事業所の防災力の向上を図る。</p>
一般ボランティアが円滑に活動することができるよう、支援体制の整備が必要 市・市民・事業者等の連携	<p>災害ボランティアコーディネーターの養成等により、ボランティア活動の支援体制づくりを推進。</p>	<p>ボランティアが円滑に活動できる体制を整備するとともに、防災ボランティア等の多様な主体との連携を図る。</p>

地震前の行動（予防対策）

市民による自助の備え

- 市民による自助の備え
- 在宅避難の推進
- 住宅の耐震化促進
- 3日分以上の水・食料等の備蓄の推進
- 自宅での生活を継続できる地域の仕組みの推進
- 市民の防災意識の啓発と防災リーダー等の養成
- 防災訓練の充実
- 外国人支援対策

地域による共助の推進

- 自主防災組織・避難所運営組織の強化
- 災害時地域支え合いステーションによる共助の推進

消防団による活動体制の充実

- 消防団体制の強化

事業所防災体制の強化

- 事業所の役割

ボランティアとの協働・連携

- 武蔵野市民社会福祉協議会（ボランティアセンター武蔵野）・武蔵野市国際交流協会等との連携
- 防災ボランティア等との連携

市民・行政・事業所等の連携

- 相互に連携したまちづくり
- 地域における防災連携体制の確立

地震直後の行動（応急対策）

発災後 72 時間以内

自助による応急対策の実施

- 市民自身による応急対策
- 外国人支援対策

市民による救出・救助活動

- 初期消火活動
- 救出・救護活動
- 避難所運営支援

消防団による救出・救助活動

事業所による救出・救助活動

ボランティア等との協働・連携

- 武蔵野市災害ボランティアセンターの設置
- 東京ボランティア・市民活動センター等との連携
- 赤十字ボランティアとの連携

地震後の行動（復旧対策）

発災後 1 週間目途

予防対策

項目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 市民による自助の備え	市災対各部 本部管理部 本部管理班 災対総合政策部 庶務班 災対市民部 庶務班 災対健康福祉部 庶務班 災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班 災対都市整備部 建物調査班 災対教育部 庶務班	都 都生活文化局 都産業労働局 東京労働局 武蔵野警察署 武蔵野消防署 気象庁 NTT東日本 日本赤十字社東京都支部 首都高速道路 東京電力 東京ガスグループ NTTドコモ KDDI ソフトバンク 各放送事業者 武蔵野市民社会福祉協議会 市民防災協会
第2節 地域による共助の推進	本部管理部 本部管理班 災対市民部 庶務班	市民防災協会
第3節 消防団による活動体制の充実	市災対各部 本部管理部 本部管理班	
第4節 事業所防災体制の強化	市災対各部 本部管理部 本部管理班	武蔵野消防署
第5節 ボランティアとの協働・連携	本部管理部 本部管理班 災対市民部 庶務班 災対健康福祉部 庶務班	警視庁 東京消防庁 日本赤十字社東京都支部 赤十字奉仕団 武蔵野市民社会福祉協議会
第6節 市民・行政・事業所等の連携	本部管理部 本部管理班 災対市民部 災害ボランティアセンター班 災対市民部 庶務班 災対健康福祉部 庶務班 災対健康福祉部 災害ボランティアセンター班	警視庁 東京消防庁 日本赤十字社東京都支部 赤十字奉仕団 武蔵野市民社会福祉協議会

第1節 市民による自助の備え

【市災対各部、本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 庶務班、災対市民部 庶務班、災対健康福祉部 庶務班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対都市整備部 建物調査班、災対教育部 庶務班、武蔵野市民社会福祉協議会、関係機関等】

第1 市民による自助の備え

【本部管理部 本部管理班】

対策の方向性

- 市民は、自助の備えにより、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ために必要な防災対策を推進する。
- 阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震等過去の災害から得られた教訓に基づく防災対策を実施する。
- 市民は、在宅避難を最初の選択とし、必ずしも避難所避難ではなく、自宅での生活継続を含めた適切な避難行動をとれるよう周知する。

○ 市民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- (2) 日頃からの出火の防止
- (3) 消火器、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の住宅用防災機器の準備
- (4) 家具類の転倒・落下・移動の防止や窓ガラス等の落下防止
- (5) ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- (6) 水、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や携帯トイレの準備、電気・ガス対策として、懐中電灯、電池、モバイルバッテリー、カセットガスコンロ、ガスボンベ等の備蓄、マスク、手指消毒液などの感染症対策に配慮した備蓄
(乳幼児のいる家庭、高齢者、障害者のいる家庭、ペットを飼育している家庭などは家庭の事情をふまえた備蓄を行う。)
- (7) 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- (8) ローリングストックや片づけなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- (9) 市・都及び避難所運営組織・自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的な参加
- (10) 地域団体（避難所運営組織・自主防災組織・コミュニティ協議会・地域社協・町会・自治会など）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- (11) 避難行動要支援者（災害時要援護者含む）がいる家庭における、「避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え
- (12) 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
- (13) 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与
- (14) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

第2 住宅の耐震化促進

【災対都市整備部 建物調査班】

基本方針

- 住宅の耐震化により、発災時に自らの生命及び財産を守るとともに、避難所に避難しなくても自宅での生活を継続できるよう推進する。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、在宅避難の重要性が高まったことから、耐震化の情報提供と啓発については継続的に実施していく。

1 耐震化の情報提供と啓発活動

- 阪神・淡路大震災では、死者の約8割が住宅等の倒壊による圧死となっている。このため、住宅の耐震化により、発災時に自らの生命及び財産を守るとともに、避難所に避難しなくても自宅での生活を継続できるよう推進する。
- 耐震化についての知識の普及や意識向上のため、次のような情報提供・啓発活動を行う。
 - ・地震防災、耐震資料の配布
 - ・耐震機関の紹介
 - ・助成制度の紹介
 - ・講演会等
- 耐震アドバイザー派遣制度、建築物耐震性相談事業、各種セミナーの開催など耐震化に向けた情報提供と啓発活動を実施している。今後は特に分譲マンションなど合意形成が困難な建築物や優先的に耐震化を図る必要がある建築物や地域に向け、よりニーズに即した情報提供などを行い、耐震化を推進していく。

2 耐震総合窓口の一本化と支援策の拡充

- 建物所有者が主体的に耐震化に取り組むには、建物所在地の地震に対する危険度や建築物の耐震化の必要性と重要性を認識する必要がある。また、耐震化に踏み出すには、信頼感や安心感が必要であるため、地震などの防災情報や耐震化に向けた情報の提供が必要である。
- 本市では、平成10年度以来、耐震化に向けた助成制度をはじめ、耐震アドバイザー派遣制度、建築物耐震性相談事業を創設し、耐震化の取り組みを誘導、推進するとともに、平成20年に策定された耐震改修促進計画に基づき、耐震化の促進に向けた助成事業等を実施している。
- 特に、平成21年度からは、相談や申請先について、耐震総合窓口として住宅対策課に一本化し、制度利用者の利便性の向上を図っている。
- その後も活用しやすい制度となるように、助成上限額の増額、新規助成対象メニューの創設等を随時行い、建築物の耐震化促進に取り組んでいる。
- 今後、耐震化の進展を見据えつつ、助成制度の見直しや改善を行う。
- 平成29年度からは建築士以外の専門家にも相談可能な住宅総合窓口として、それまで行っていた建築物耐震性相談事業に代わり、住宅なんでも相談事業を創設した。

第1章 市民と地域の防災力向上

【予防対策】第1節 市民による自助の備え

【図表3-1-1 耐震診断・耐震改修助成事業 実施件数】単位：件

年度	特定緊急輸送道路沿道建築物		その他（住宅・マンション）	
	耐震診断	耐震改修等	耐震診断	耐震改修等
平成26年度まで	73	7	624	277
平成27年度	9	3	60	35
平成28年度	8	7	62	32
平成29年度	—	1	24	48
平成30年度	—	4	25	47
令和元年度	—	4	13	38
令和2年度	—	1	10	37
令和3年度	—	2	15	32
計	90	29	833	546

※平成29年度より特定沿道建築物の耐震診断助成は助成対象外となった。

第3 水・食料等の備蓄の推進

【本部管理部 本部管理班】

基本方針

- 在宅避難に向けた食料や生活用品を備える日常備蓄（ローリングストック）の実施（最低3日分、推奨1週間分）を推進する。
- 集合住宅における共同備蓄取組を推進する。
- 備蓄の必要性や必要な品目等の普及・啓発を行う。

1 市民の自助・共助による備蓄の推進

- 発災直後、道路障害物除去が本格化するまでの間、長距離の輸送体制の確保のため、地域内の備蓄に頼ることが予想される。
- 市民は、災害時に在宅避難の選択ができる自助の備えとして、最低3日分、推奨1週間分の食料や生活用品を備える日常備蓄を実施する。
〔参考〕市民防災意識調査（令和3年10月実施）によると、家庭の備蓄状況について、「3日分以上備蓄している」が食料では72.3%、飲料水では58.3%を占めている。
- 市民は、ライフライン被害による停電・断水等を想定し、懐中電灯、携帯ラジオ、電池・カセットガスコンロ、ガスボンベ、簡易トイレ、携帯トイレ等を備蓄する。また、平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。
- ペットの飼い主は、ペット用食料及びペット用品等の備蓄を行う。

2 集合住宅への防災備蓄倉庫の整備促進

- マンション等の集合住宅の高層階の居住者には、エレベーター停止による運搬困難を想定して、戸建住宅より多めの5日以上の水・食料の備蓄を推進する。
- 市民、開発事業者による食料・生活必需品等の備蓄を促進するため、まちづくり条例に

基づき、集合住宅への防災備蓄倉庫の整備を促進する。

3 普及・啓発

- 市は、市民の自宅での備蓄を推進するため、地域の防災イベント等あらゆる機会を通じて、備蓄等の災害への備えを啓発する。さらに、各主体による防災訓練の実施や学校等における防災教育の実施を支援し、ホームページ等を通じて市民の防災意識の向上を図る。
- 教育機関と連携し、家庭で行う災害への備えについて教育カリキュラムを児童・生徒・保護者向けに実施する。

第4 自宅での生活を継続できる地域の仕組みの推進

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班】

基本方針

- 避難所ではなく自宅で生活を継続する仕組みを推進する。家屋の耐震化や家具転倒防止の普及を図るとともに、情報・食料・水などを避難所以外にも提供できる仕組みづくりを検討する。

- 令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年9月に「新型コロナウイルス感染症流行時の避難行動について」の啓発ちらしを作成した。感染症が流行している状況において、避難所は感染拡大の危険性が高まるリスクがある。「在宅避難」という選択肢を意識していただく一方、避難とは「難」を「避」けた行動をとること、ご自宅での避難、避難所等への避難、どちらが安全な行動かをご自身が判断し、避難時に適切な行動が取れる準備をしていただくことを市としては積極的に啓発していくこととした。
- 防災市民意識調査（令和3年10月実施）によると、自宅に倒壊や火災延焼の危険がない場合、「備蓄した食料などを活用して可能な限り自宅にとどまる」「基本的に自宅にとどまるが食料などの物資だけ避難所に取りに行く」が9割以上を占めている。
- 上記の結果を踏まえて、引き続き、新型コロナウイルス感染症流行時の避難行動について市民周知していく。
- 他方、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害時に自宅で生活継続する被災者のために、必要な情報・水・食料などを避難所で提供できる仕組みづくりの一層の検討をする。
- 一人暮らし高齢者などに対する避難所からの水・食料等の提供支援について、地域のボランティア、中学生・高校生等の活用を検討する。
- 避難所だけでなく、災害時にコミュニティセンターで開設する「災害時地域支え合いステーション」での情報・物資の提供も推進する。
- 在宅等の避難行動要支援者（災害時要援護者含む）へのアウトリーチ（訪問支援）の仕組みとして、在宅介護・地域包括支援センター、福祉サービス事業者、民生児童委員協議会、地域ボランティア団体等との連携を図る。
- 自主防災組織による物資受け取りなど、同組織内での要配慮者支援の仕組みの検討を行

う。

第5 市民の防災意識の啓発と防災リーダー等の養成

【災対総合政策部 庶務班、本部管理部 本部管理班】

基本方針

- 市実施の防災フェスタ、市民防災協会事業、地域防災セミナー、地域防災出前講座等により、市民の防災意識の啓発を図るとともに、「地域における防災リーダー」としての人材育成・団体育成を実施する。また、都実施の防災セミナーについても積極的に活用する。
- 「災害時地域支え合いステーション」の担い手を養成する。
- 自主防災組織や避難所運営組織のリーダー等を対象に、コーディネート能力のさらなる向上を図る養成の仕組みを検討する。

1 防災広報の充実

- 防災活動に成果を上げるためには、全市民の防災に対する関心、意識を高め、その理解と協力を得ることが不可欠である。市及び関係機関の職員はもとより、市民・事業所に対して予防対策・応急対策について、市報その他様々な広報媒体を活用した広報の充実を図る。

(1) 市が行う広報内容

ア 防災広報パンフレットの配布

- 武蔵野市の防災対策を周知するため、防災情報マップ・浸水ハザードマップ・防災ハンドブック・在宅避難啓発チラシ等の防災パンフレットを作成し、市民や防災関係機関を対象に配布する。
- 外国人支援団体と連携しながら、外国人にもわかりやすい防災マニュアル・防災マップの作成・配布、普及・啓発に努める。
- 東京都が作成している「東京くらし防災」や都防災アプリの配布、広報を行う。

イ インターネット等の活用

- 市ホームページにて、平常時から、地域防災計画等の紹介を行うほか、一時集合場所、避難所、広域避難場所、防災広場、緊急医療救護所の位置情報の提供や防災用品の紹介などの情報を見やすく、分かりやすい表現を用いて提供する。
- 外国人に伝わりやすい言語（やさしい日本語）を使い、市ホームページにて防災情報を提供する。

ウ メディアの活用

- 平常時から、ケーブルTV（株式会社ジェイコム東京 武蔵野・三鷹局）・コミュニティFM（株式会社エフエムむさしの）の情報番組を利用して各種防災訓練、シンポジウム等の情報を提供し、市民の防災意識・活動の啓発を図る。

エ SNSの活用

- 平常時から、ツイッター、フェイスブック、LINE（いずれも武蔵野市公式アカウント）により様々な市政情報を提供する中で、随時、防災情報も提供していく。

オ その他

- むさしの防災・安全メールにおいて、随時、防災情報を提供していく。
- 地域団体が発行する広報誌等について、市は防災対策の紹介や情報提供を行うなど、防災に関する地域の広報活動を支援する。

(2) 都が行う広報内容

【都、武蔵野警察署、武蔵野消防署】

各 機 関	内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災パンフレットの作成、配布 ○ 児童向けの防災コーナーを設ける等、分かりやすく親しみやすいホームページの構築 ○ 毎年8月下旬から始まる防災週間における、防災関係機関と連携した、各種の展示・イベント等の開催 ○ 屋外大型ビジョンを活用した平常時の広報の実施
都 生 活 文 化 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 書籍・広報紙・テレビ・ラジオにおける防災情報の提供 ○ 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮すべき事項や男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、防災における男女共同参画の推進
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都内の全病院、社会福祉施設等に対し、「防災週間」にあわせ、訓練指針等について周知
都 教 育 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校における大震災への事前の備え、災害発生時の対応、教育活動の再開への対応を周知
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防として都民等のとるべき措置等に係る広報の実施 ○ 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ○ 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ等への掲載 ○ 大地震発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練の実施
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施 ○ 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 ○ 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ 消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 ○ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○ 「はたらく消防の写生会」の開催や防火ポスターの募集 ○ 「防火防災診断」（災害時要援護者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言

第1章 市民と地域の防災力向上

【予防対策】第1節 市民による自助の備え

各 機 関	内 容
	を行うこと)の実施 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導

(3) 各機関が行う広報内容

【気象庁、東京労働局、日本赤十字社東京都支部、首都高速道路、NTT東日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、各放送事業者、東京ガスグループ、東京電力】

各 機 関	内 容
東京管区気象台 (気象庁)	○ 災害予防に関するパンフレットの作成・配布 ○ お天気フェア、防災気象講演会の開催 ○ 報道発表、気象の知識等のホームページへの掲載 ○ 東京都教育庁と連携した小中学校の緊急地震速報対応訓練の支援
東京労働局	○ 化学工業、建設事業等各業種を対象に、土砂崩壊災害の防止や電気設備の防爆化、化学的危険防止等に係る各種の安全講習会や協議会等の開催
日本赤十字社東京都支部	○ 都民、学校等を対象に、救急・救護に係る講習会の実施 ○ 災害救護ボランティアを対象とする、災害時のボランティア活動に必要な基本的な知識・技術の習得を内容としたセミナーの開催 ○ 救急法と防災知識の普及を目的とした「赤十字救護フェスタ」の開催 ○ 各地区奉仕団、各学校、各種団体等における災害時の救護活動及び災害状況等の記録ビデオの活用 ○ 防災情報・救護活動状況等のホームページ等への掲載
首都高速道路	○ 避難対応などの情報を周知するパンフレットの配布
NTT東日本	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板(web171)の利用体験、防災パンフレット等の配布 ○ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171の利用方法等の紹介
NTTドコモ	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板サービスの利用体験、防災パンフレット等の配布 ○ 災害用伝言板サービス等の利用方法の紹介
KDDI	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板や、衛星携帯電話、その他災害対策関連機器・サービス等の知識の普及、利用促進 ○ 災害に対する取組や、災害用伝言板サービスの紹介
ソフトバンク	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言版サービス、災害用音声お届けサービス、衛星携帯電話の説明と利用体験機会の提供 ○ 災害対策関連機器・サービスの紹介
各放送事業者	○ 平常時における災害予防に係るキャンペーン番組の編成 ○ 家庭・職場で、地震に備えた取組を進めるための具体的な情報のホームページへの掲載
東京ガスグループ	○ 防災の日及び防災週間中における、マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシの配布 ○ 東京ガスグループの防災と安全への取組や利用者の安全・防災対策の紹介
東京電力	○ 災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止に係るパンフレットの発行 ○ 東京電力の防災対策紹介ビデオの制作、利用者への周知 ○ 停電・復旧情報等のホームページ、携帯サイトへの掲載

各 機 関	内 容
	○ 災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧態勢の整備等、具体的な防災対策のホームページへの掲載

2 地域防災活動及び防災教育の充実

- 地域防災活動の充実にあたっては学校教育や社会教育を活用するとともに、自主防災組織や避難所運営組織等をはじめとする地域での取り組みや防災訓練を兼ねたイベント等を通じて、より身近な実践的活動の充実に努める。
- 自主防災組織や避難所運営組織のリーダー等を対象に、コーディネート能力のさらなる向上を図ることを目的とした人材養成の仕組みを検討する。
- 地域の防災活動を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた次世代の防災リーダーを育てる取り組みを実施する。
- 各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るための防災啓発・防災教育を推進する。
- 学校との連携による小学生から大学生までの防災教育の充実を図る。
- 災害時の活動にあたっては自身の怪我や救助の際に相手に怪我を負わせた場合の補償などにより、活動に従事することに躊躇が生じないよう各種保険や補償についての課題を整理する。

(1) 地域防災セミナーの充実

【本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署、武蔵野警察署、日本赤十字社東京都支部、市民防災協会】

- 日本赤十字看護大学、武蔵野地域防災活動ネットワーク（COSMOS）、武蔵野市民防災協会、市、武蔵野消防署、武蔵野警察署、武蔵野市民社会福祉協議会、日本赤十字社東京都支部が連携したセミナーを実施している。（年間10回程度）
- 図上訓練やシミュレーション等の演習を交えて、セミナー参加者の判断力、行動力の養成、的確な応急対応の習熟を図る。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「自宅で生活継続する自助の推進」などの新しい課題に関する内容を題材にしたセミナーを実施する。
- 地域における防災リーダーの人材育成を推進するため、地域への積極的な周知を行い、参加を促進する。
- 日本赤十字看護大学との連携により、学生の参加を促進する。
- 災害時における“共助の拠点”として位置づける「災害時地域支え合いステーション」の担い手を養成する。

(2) 地域防災講習会の実施

【本部管理部 本部管理班】

- 市職員及び市民防災協会による市民、地域団体及び事業所等を対象とした講座会を実施し、市の防災対策の周知を図るとともに、受講者・受講団体の防災活動への取り組みの促進を図る。

(3) 武蔵野市民防災協会の事業の推進

【本部管理部 本部管理班】

- 市民の防災に対する関心、意識を高め、実践的防災行動力の向上を図り、地域社会の安全と福祉の増進に寄与することを目的として設立され、市内を町ごとに3ブロック13支部に区分し、防災推進員を配置して、防災知識の普及、家庭内防災対策の啓発、地域の防災設備の点検などの活動を行なっている。
- 市民の自助の推進を図るため、市役所1階で防災備蓄品や家具転倒防止器具等の展示・販売を行っている。
- 市民啓発の拠点機能と地域の共助促進機能を強化し、積極的に地域の防災力向上を図る。

(資料第■ (武蔵野市民防災協会会則))

(事業内容)

ア 地域活動事業

- 防災タウンウォッチングの実施
- 防災啓発活動の推進
- 地域設置消火器の点検・設置の推進
- 防災倉庫・資機材等の点検
- 地域防災訓練、地域救命講習会開催の推進
- 地域訓練等の受付・資機材の貸し出し及び訓練指導
- 防災推進員災害用トイレ組立講習
- 防災推進員の研修・訓練

イ 市民啓発事業

- 防災意識向上のための啓発事業
- セミナー・講習会等支援事業
- 防災キャラバン
- ※ 防災キャラバン

市や地域で開催されるイベントにて、防災備蓄品や家具転倒防止器具等の展示・販売を行い、市民の災害への備えの促進を図る。

(4) 学校との連携による防災教育の推進

【本部管理部 本部管理班、災対教育部 庶務班、都、武蔵野消防署】

- 市は、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた実践的な防災教育を推進する。
- 市は、児童・生徒の学年に応じ防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。
- 都教育庁、東京消防庁及び市等が連携して都立高校における宿泊防災訓練（人命救助訓練等）を実施する。

- 武蔵野消防署は、小学生には救命入門コース、中学生及び高校生には普通救命講習の受講を推奨する。
- 武蔵野消防署は、幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育を推進する。
- 避難所運営組織が学校を利用した地域防災訓練を行う際、児童・生徒が参加しやすい訓練内容を企画検討するとともに、児童・生徒・PTAへの参加呼びかけを積極的に推進する。

(5) 武蔵野消防署による地域の防災教育及び防災行動力の向上

【武蔵野消防署】

- 武蔵野消防署では、地震災害や風水害の自然災害等に対する地域の防災組織、事業所等の地域の取り組みに対して表彰する、「地域の防火防災功労賞制度」を通じて事業所、町会、自治会等との連携方策をより一層推進し、地域の防災行動力の向上を図る。
- 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導を実施する。
- 市民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練を推進する。
- 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用したまちかど防災訓練や発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR(災害疑似体験)コーナー等を活用した訓練を実施する。
- 自主防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練を推進する。
- 出火防止等に関する教育・訓練を実施する。
- 市民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施する。
- 一定以上の応急手当技能を有する市民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上を図る。
- 民生児童委員協議会等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練を実施する。
- 消防団と連携した防災教育・防災訓練を実施する。

第6 防災訓練の充実

基本方針

- 東日本大震災を踏まえ、新しい課題に適応した訓練や避難所運営、自主防災組織等の救出・救助等の地域住民を主体とした訓練の拡充を図る。

- 多様な主体による防災訓練を充実させるとともに、防災訓練について周知徹底を図り地域住民等の参加を促進する。
- 市民、各防災関係機関相互及び事業所との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練を実施する。
- 図上訓練など訓練参加者の判断力、行動力、決断力等を養う実践的な訓練を、市をはじめ

第1章 市民と地域の防災力向上

【予防対策】第1節 市民による自助の備え

防災関係機関の訓練に積極的に取り入れていく。

1 総合防災訓練等

(1) 総合防災訓練

【市災対各部】

- 市は、震度6強以上の大地震を想定し、市、防災関係機関及び地域住民が一体となって実効性のある総合的、有機的な訓練を実施する。
- 各市立小・中学校及び都立高校において、一時集合場所・避難所開設等の訓練を実施する。
- 訓練では、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

ア 参加機関

市、消防、警察、消防団、防災関係機関、市民防災協会防災推進員、自主防災組織、避難所運営組織、避難支援等関係者、地域住民及び事業所等

イ 訓練項目

- ・ 地域における自主防災訓練
- ・ 初動要員参集訓練
- ・ 避難所開設訓練
- ・ 防災関係機関等による応急対策訓練
- ・ 本部運営訓練
- ・ 非常参集訓練
- ・ 情報連絡訓練
- ・ 現地実動訓練
- ・ 医療救護活動訓練
- ・ 避難行動要支援者・災害時要援護者対策訓練
- ・ 災害時地域支え合いステーション運営訓練 等

(2) 定期無線通信訓練

【本部管理部 本部管理班】

- 災害の発生に備え、関係職員及び防災関係機関が迅速かつ適切に防災業務を遂行し得るよう、通信の確保、通信機操作等の訓練を実施する。

ア 参加

- ・ 武蔵野市防災用MCA無線が設置されている施設等の職員、防災関係機関
- ・ 災害対策本部の運営に当たる防災課職員

イ 訓練項目

相互通信訓練

ウ 実施時期等

年4回以上実施する。

(3) 防災ボランティア訓練

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 庶務班、武蔵野市民社会福祉協議会】

- 阪神・淡路大震災や東日本大震災におけるボランティア活動の実績に基づいて、災害時におけるボランティア受け入れ体制等の充実強化を図るため各種訓練を実施する。

ア 参加機関

市、防災関係機関、ボランティア関係団体、市民等

イ 訓練項目

- ・ ボランティア本部設置運営訓練
- ・ 市民参加によるボランティア訓練
- ・ 防災関係機関による応急対策訓練
- ・ 無線による情報伝達訓練

ウ 実施時期等

年1回以上実施する。

(4) 初動本部運営訓練

【本部管理部 本部管理班】

- 市職員を対象に図上訓練を実施し、訓練参加者の判断力、行動力の養成、地域防災計画等に基づく応急対応の習熟を図る。

ア 参加

市職員、防災関係機関等

イ 訓練項目

- ・ 情報伝達訓練
- ・ 災害対策本部員会議訓練
- ・ その他の訓練

ウ 実施時期等

随時実施する。

(5) 災害対策本部運営訓練

【本部管理部 本部管理班】

- 市災害対策本部員を対象に、実動訓練を実施し、本部や本部員の役割を確認する。

ア 参加

災害対策本部員

イ 訓練項目

- ・ 参集訓練
- ・ 情報伝達訓練
- ・ その他の訓練

(6) 安否確認システムの運用訓練及び職員非常参集訓練

【本部管理部 本部管理班、災対総務部 受援応援班】

第1章 市民と地域の防災力向上

【予防対策】第1節 市民による自助の備え

- 発災時に、当該システムにより迅速な職員招集を行い、職員の安否・参集情報を的確に把握し組織態勢の編成を行えるよう、システムの運用訓練を実施する。さらに、職員参集訓練により参集途上における情報収集・共有体制の強化を図る。

ア 参加

市職員全員

イ 訓練項目

- ・ 災害時職員招集システム発信訓練及び応答訓練
- ・ 応答結果（安否確認・参集可否）の集計訓練
- ・ 職員非常参集訓練

ウ 実施時期等

随時実施する。

(7) 都総合防災訓練への参加

【本部管理部 本部管理班】

- 震災は都の全地域において発生する場合も考えられることから、全都一斉に、各機関のすべてが参加して同時に実施する必要がある。このため、防災の日等に都が実施する総合防災訓練に参加し、広域防災体制の強化を図る。

(8) 帰宅困難者対策訓練

【本部管理部 本部管理班】

- 東日本大震災において、吉祥寺駅周辺に大量の帰宅困難者が発生したことを踏まえ、吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会を中心に、吉祥寺駅前の混乱防止と帰宅困難者の保護のための訓練を行う。

ア 参加

吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会、緊急初動態勢初動要員帰宅困難者対策班に任命されている市職員全員

イ 訓練項目

- ・ 帰宅困難者への情報提供訓練
- ・ 帰宅困難者の一時滞在施設への誘導・受入訓練

ウ 実施時期等

毎年実施する。

(9) 自主防災組織・避難所運営組織による訓練

【本部管理部 本部管理班】

- 各自主防災組織・避難所運営組織は地域の特性に応じて、様々な訓練を実施する。市及び防災関係機関は積極的に訓練を支援する。

ア 参加

自主防災組織、避難所運営組織、PTA、学校関係者、地域住民、市民防災協会防災推進員、民生児童委員協議会、在宅介護支援センター、市、防災関係機関等

イ 訓練項目

- ・ 初期消火・救助救出訓練
- ・ 安否確認訓練（避難行動要支援者・災害時要援護者を含む）
- ・ 避難所災害対策本部の開設訓練
- ・ 避難所運営訓練（DIG等の図上訓練を含む）
- ・ 宿泊訓練

ウ 実施時期等

随時実施する。

2 その他の防災訓練

【本部管理部 本部管理班】

- 市民及び自主防災組織を対象に、防災技術の修得を主体とした消火、避難、救出・救護訓練等の技能訓練を重ねる。
- 医療機関、民間団体等との協力体制を確立し、連携した総合訓練を実施する。
- 避難行動要支援者・災害時要援護者、家族、地域住民等が共同で実施する訓練への支援を行う。

第7 外国人支援対策

基本方針

- 外国人に対する防災知識の普及・啓発を行うとともに、災害時における情報提供体制や相談体制などの対策について、(公財)武蔵野市国際交流協会(MIA)など関係機関を含めて検討を進める。

- 災害時には、平常時に要配慮者でない外国人でも、言語、生活習慣の違い、地震体験がないこと等による災害知識の不足から、要配慮者となり得る。そこで外国人が、災害発生時に適切な行動がとれるよう、「やさしい日本語」等、伝わる言語を用いることを検討しながら、防災知識の普及を図る。
- 市は、(公財)武蔵野市国際交流協会(MIA)と「災害時における外国人支援活動に関する協定」を結び、これまで防災ボランティア訓練における語学ボランティアによる被災外国人への通訳など訓練を連携して行ってきた。今後さらに、平常時及び災害時における外国人への支援の具体化を図る。

1 防災知識の普及・啓発

【災対市民部 庶務班、本部管理部 本部管理班、都生活文化局、都産業労働局】

(1) 市

- 市は、次の方法により、外国人の防災知識の普及・啓発等を図る。
 - ・ 住民登録の窓口で、防災知識の普及を図る。
 - ・ 多言語による情報提供として、市ホームページ等を活用し、防災知識の普及・啓発を図る。
 - ・ (公財)武蔵野市国際交流協会(MIA)などと協力して、外国人参加の防災訓練や防災講座などを通じて外国人への防災知識の普及・啓発に努める。
 - ・ 都が作成する防災に関する動画を活用して、地震についての説明や、日頃からの備え、避難所情報、緊急連絡先等、防災情報の周知を図る。
 - ・ 「やさしい日本語」等による防災意識の普及啓発を図る。

(2) 都

- 都は、次の方法により、在住外国人の防災知識の普及・啓発等を図る。
 - ・ 防災に関する動画をインターネット配信し、情報提供を行う。
 - ・ 提供ラジオ番組「TOKYO City Information」(Inter FM)等において、在住外国人を対象に、英語で防災情報を提供する。
 - ・ 公益財団法人東京観光財団や各種観光関連団体と情報交換し、東京観光情報センター等において、防災情報も掲載したハンディガイドを配布し、外国人旅行者に対する情報提供を行う。

- ・ 東京都国際交流委員会と連携し、多言語(日本語、英語、中国語、ハングル)の他、「やさしい日本語」での防災知識の普及・啓発に努める。
- ・ 都内観光関連事業者等は、発災時に円滑な案内・誘導、情報提供等を行えるよう、緊急、災害発生時の対応マニュアルを作成、周知し、外国人旅行者に対する情報提供の円滑化を図る。
- ・ 外国人支援のための防災知識の普及啓発と実地体験を組み合わせた防災訓練を実施し、併せて東京都防災(語学)ボランティアのスキルアップを図る。

2 外国人支援団体との連携

【災対市民部 庶務班、本部管理部 本部管理班】

- 市は、(公財)武蔵野市国際交流協会等の外国人支援団体と連携し、通常実施しているイベントの場を利用し、平常時から情報提供を行う。
- 外国人支援団体と連携しながら、外国人にも分かりやすい防災マニュアル・防災マップの作成・配布、外国人向けの防災訓練の実施等、普及・啓発に努める。
- 外国人支援団体と連携し、地域の防災訓練に外国人が参加することを推進する。
- (公財)武蔵野市国際交流協会は、平常時及び災害時に多言語対応するため語学ボランティアの育成支援を行う。
- 市内大学等の外国語サークルや国際交流サークル等との連携を検討する。
- 多言語翻訳アプリなどの活用を研究する。

3 情報提供体制と相談体制の構築

【災対市民部 庶務班、本部管理部 本部管理班】

- 外国人に対する情報提供体制について、英語・中国語・韓国語など多言語による情報提供として、市ホームページを活用するとともに、避難所における掲示物などの翻訳等、(公財)武蔵野市国際交流協会と連携し、災害時における情報提供体制を検討する。
- また、市は、(公財)武蔵野市国際交流協会と連携し、災害時における外国人の相談体制を検討する。

4 「災害時における外国人支援活動に関する協定」の改訂

【災対市民部 庶務班、本部管理部 本部管理班】

- 平成20年市が(公財)武蔵野市国際交流協会と締結した「災害時における外国人支援活動に関する協定」の改訂を行う。

5 避難所看板等の整備

【本部管理部 本部管理班】

- 震災時において誰でも迅速にかつ安全に避難できることは、市民の生命を守るうえで重要なことである。このため、避難所をはじめとする公共施設看板等に英語・中国語・韓国語等併記を推進する。

第2節 地域による共助の推進

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 庶務班、市民防災協会】

第1 自主防災組織・避難所運営組織の強化

基本方針

- 地域住民による自主防災組織の設立を支援し、市、学校、避難所運営組織における情報共有、連携を強化する。

1 自主防災組織の役割

【本部管理部 本部管理班】

- 地域組織及び住民が自主的に結成した自主防災組織の役割やとるべき措置は、次のとおりである。
 - 1 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
 - 2 初期消火、救出・救助・応急・救護、避難など各種訓練の実施
 - 3 消火・救助・炊出資器材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレの備蓄
 - 4 地域内の危険箇所を点検・把握及び地域住民への周知
 - 5 地域内の避難行動要支援者・災害時要援護者の把握及び災害時の支援体制の整備
 - 6 避難所運営体制の整備（避難所運営組織）
 - 7 地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
 - 8 行政との連携・協力体制の整備

2 自主防災組織の設立支援

【本部管理部 本部管理班、市民防災協会】

- 市は、平成10年9月に「武蔵野市自主防災組織に関する要綱」を制定し、自主防災組織の結成促進及び支援・育成に当たっている。

(武蔵野市自主防災組織に関する要綱)

- 市民への積極的な支援により、自主防災組織の設立を進める。
 - (1) 自主防災組織の防災活動に必要な資器材等の整備や運営に関する支援を行う。
 - (2) 防災意識の普及及び高揚を図るため、自主防災組織の実施する訓練等の各種防災行事に協力する。
 - (3) 自主防災組織のリーダーを育成するため、各種研修を実施する。

3 避難所運営組織の役割

【本部管理部 本部管理班、市民防災協会】

- 地震により自宅が倒壊・焼失するなどした場合、住民は、応急仮設住宅等に入居するまでの間、避難所で生活することになる。その場合は、地域の自主防災組織や各種地域団体等で結成された避難所運営組織が中心となって、あらかじめ地域住民同士で定めたルールに従い共同生活を運営することになる。

- 市は市民防災協会と連携し、市内の市立小中学校及び都立高校合わせて20か所に設置された避難所運営組織に対し活動の支援を行っていく。

【図表3-1-2 避難所運営組織と活動避難所】

避難所運営組織	活動避難所
境南地域防災懇談会	境南小学校
吉祥寺南町防災ネットワーク	第三小学校
一小地域防災ネットワーク	第一小学校
大野田地域防災の会	大野田小学校・第四中学校
東部防災会	本宿小学校・第三中学校
関前防災会	関前南小学校・第五中学校
四小地域防災会	第四小学校
千川地域防災会	千川小学校・武蔵野北高校
武蔵境自主防災会	第二小学校・第六中学校・武蔵高校
一中地域防災会	第一中学校
井之頭小学校避難所運営協議会	井之頭小学校
桜野地域防災ネットワーク	桜野小学校・第二中学校
第五小学校避難所運営協議会	第五小学校

- 具体的な支援策は以下のとおり。
- ・ 自主防災組織情報交換会等における各種事例等の情報提供
 - ・ 市民防災協会の避難所運営組織活動団体助成金
 - ・ 市や防災協会による活動の人的支援
 - ・ 防災セミナー開催
 - ・ 学校関係者との連携支援
- 学校における児童引き渡し対応と避難者対応を両立するマニュアルを作成し、市、学校、避難所運営組織で情報を共有、連携を強化する。

4 自主防災組織・避難所運営組織の活性化

【本部管理部 本部管理班】

- 市は自主防災組織にヘルメット、ベスト、救助用工具等の活動用資器材を貸与し、支援する。
- 市は自主防災組織・避難所運営組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、消防署と連携し、訓練の技術指導や実技体験訓練を実施し、自主防災組織活動の活性化に努める。

(1) 自主防災組織情報交換会

- 「自主防災組織情報交換会」を定期的に開催し、自主防災組織間の情報交換による連携の強化を図るとともに、防災活動意欲の向上を図る。

(2) 東京防災隣組

- 地域において意欲的な防災活動を継続してきている自主防災組織等を「東京防災隣組（事業）」に積極的に推薦する。都と連携して、防災隣組の取組に関して積極的に普及活動を展開することにより、周辺地域への波及を図る。

※東京防災隣組事業

地域防災力の向上を推進するため、大都市東京ならではの共助の仕組みづくりとして展開している事業であり、市の推薦に基づき、都が意欲的な防災活動を行う団体を「東京防災隣組」として認定し、広く紹介することにより、さらなる取組を促すとともに、新たな防災活動を誘発する。

(3) 避難所ごとに対象となる居住地域(区割り)

- 避難所ごとに対象となる居住地域（区割り）を下記のとおり原則的目安として指定する。
 - ※ 原則的目安としての指定であり、地域住民による自主防災組織や避難所運営組織の設立や活動の活性化、家族で集合する避難所の話し合いへの活用などを目的とするものであり、必ず当該区割りで指定された避難所へ避難しなければならないというものではない。

【図表3-1-3 避難所対象居住地域】

避難所名	避難所所在地	対象居住地域
第一小学校	吉祥寺本町4丁目17番16号	吉祥寺本町2丁目1番～20番 吉祥寺本町2丁目24番～34番 吉祥寺本町4丁目
第二小学校	境4丁目2番15号	関前5丁目 境2丁目1番～5番 境4丁目1番～11番
第三小学校	吉祥寺南町2丁目35番9号	吉祥寺南町1丁目～5丁目
第四小学校	吉祥寺北町2丁目4番5号	吉祥寺北町1丁目～2丁目
第五小学校	関前3丁目2番20号	西久保2丁目～3丁目 関前3丁目2番～3番
大野田小学校	吉祥寺北町4丁目11番37号	吉祥寺北町3丁目1番～9番 吉祥寺北町4丁目 緑町1丁目1番～3番 緑町2丁目1番～3番
境南小学校	境南町2丁目27番27号	境南町1丁目～5丁目
本宿小学校	吉祥寺東町4丁目1番9号	吉祥寺東町3丁目～4丁目
千川小学校	八幡町3丁目5番25号	緑町1丁目4番～8番 八幡町1丁目 八幡町3丁目～4丁目
井之頭小学校	吉祥寺本町3丁目27番19号	御殿山1丁目～2丁目 吉祥寺本町2丁目21番～23番 吉祥寺本町2丁目35番 吉祥寺本町3丁目 中町1丁目
関前南小学校	関前3丁目37番26号	関前2丁目～3丁目1番 関前3丁目4番～41番 関前4丁目
桜野小学校	桜堤1丁目8番19号	桜堤2丁目～3丁目
第一中学校	中町3丁目9番5号	中町2丁目～3丁目
第二中学校	桜堤1丁目7番31号	境5丁目 桜堤1丁目
第三中学校	吉祥寺東町1丁目23番8号	吉祥寺東町1丁目～2丁目 吉祥寺本町1丁目
第四中学校	吉祥寺北町5丁目11番41号	吉祥寺北町3丁目10番～17番 吉祥寺北町5丁目 緑町3丁目
第五中学校	関前2丁目10番20号	西久保1丁目 関前1丁目
第六中学校	境3丁目20番10号	境1丁目 境3丁目
都立武蔵高校	境4丁目13番28号	境2丁目6番～27番 境4丁目12番～16番
都立武蔵野北高校	八幡町2丁目3番10号	緑町2丁目4番～6番 八幡町2丁目

第2 災害時地域支え合いステーションによる共助の推進

【災対市民部 庶務班、本部管理部 本部管理班】

基本方針

- 災害時におけるコミュニティセンターを「災害時地域支え合いステーション」として位置付け、地域特性に配慮した共助の体制を推進する。

1 災害時地域支え合いステーションの指定

- 武蔵野市コミュニティに関するアンケート調査（平成21年5月実施）によると、「地域として取り組まなくてはならない課題」としては、「防犯・治安対策」が78.9%で最も多く、次いで「災害時の対応」が71.7%を占めている。また、「地域として取り組まなくてはならない課題の解決のために、何かしたいと思うか」については、「思う」が76.5%を占め、その回答者のうち、「関わりたいこと」としては、「防犯・治安対策」が44.6%で最も多く、次いで「災害時の対応」が42.2%を占めている。（参考「コミュニティに関するアンケート調査」関連質問〈抜粋〉1を参照）
- 平成22年1月『第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会最終報告』では、「コミュニティセンターには、水道やガス、就寝できるスペースなど、一時的な生活に必要な基礎的な設備が備わっていることから、小中学校など他の防災拠点との関係も踏まえつつ、防災の拠点としての機能を持たせることが出来ないかを検討することが必要である。」と報告されている。
- 災害時におけるコミュニティセンターを「災害時地域支え合いステーション」として位置付け、地域特性に配慮した“共助の拠点”としての体制を推進する。
- 平成27年3月に武蔵野市コミュニティ研究連絡会により作成された「災害時地域支え合いステーション運営の手引き」を踏まえ、具体的な運営を検討する。
- 災害時地域支え合いステーションの運営については、避難所との連携が重要であるため、2施設の連携がスムーズにいくよう研究していく。

2 災害時地域支え合いステーションの役割・機能

- 「災害時地域支え合いステーション」の役割・機能について、次の6項目を地域の実情や施設・設備の状況、コミュニティ協議会の活動状況などに応じて、コミュニティ協議会とともに検討する。

- ① 防災用MC A無線や掲示板等を利用した「地域への情報発信」
- ② 在宅生活を続けられる方等への「物資配給」・「相談」
- ③ 避難行動要支援者（災害時要援護者含む）で、専門的なケアが必要ない方のための福祉避難室「おもいやりルーム」開設
- ④ 既定の学校避難所が地理的に遠い住民向けの臨時避難室開設
- ⑤ 帰宅困難者の一時滞在受け入れ
- ⑥ 既定の学校避難所では収容しきれない場合の臨時避難室開設

- それぞれの役割・機能に対応する災害用備蓄品の整備を検討する。備蓄するための十分なスペースを各コミセンに確保・増設することは困難なため、省スペースを考慮した備蓄品の選定を検討するとともに、最寄りの学校避難所へ備蓄しておいて、災害時にコミセンに搬送するなどの方法を検討する。
- 平成25年度に下記の各コミセンに、ガス発電機1台、サークルライト1台、ワンタッチリヤカー1台を配備した。
- 令和3年度に下記の各コミセンに、東京都の地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金を活用し、蓄電池2台、太陽光パネル2枚を譲渡、配備した。

【図表3-1-4 コミュニティセンター一覧及び備蓄品配備状況】

施設名	所在地	ガス発電機 サークルライト ワンタッチリヤカー	蓄電池 太陽光 パネル
吉祥寺東コミュニティセンター	吉祥寺東町1-12-6	●	●
本宿コミュニティセンター	吉祥寺東町3-25-2	●	●
吉祥寺南町コミュニティセンター	吉祥寺南町3-13-1	●	●
御殿山コミュニティセンター	御殿山1-5-11	●	●
本町コミュニティセンター	吉祥寺本町1-22-2	●	●
吉祥寺西コミュニティセンター	吉祥寺本町3-20-17	●	●
吉祥寺西コミュニティセンター分館	吉祥寺本町4-10-7	—	—
吉祥寺北コミュニティセンター	吉祥寺北町1-22-10	●	●
けやきコミュニティセンター	吉祥寺北町5-6-19	●	●
中央コミュニティセンター	中町3-5-17	●	●
中町集会所	中町1-28-5	—	—
西久保コミュニティセンター	西久保1-23-7	●	●
緑町コミュニティセンター	緑町3-1-17	●	—
八幡町コミュニティセンター	八幡町3-3-16	●	●
関前コミュニティセンター	関前2-26-10	●	●
関前コミュニティセンター分館	関前3-16-6	—	—
西部コミュニティセンター	境5-6-20	●	●
境南コミュニティセンター	境南町3-22-9	●	●
桜堤コミュニティセンター	桜堤3-3-11	●	●

(資料第■ (コミュニティセンター一覧))

第1章 市民と地域の防災力向上

【予防対策】第3節 消防団による活動体制の充実

第3節 消防団による活動体制の充実

【市災対各部、本部管理部 本部管理班】

基本方針

- 消防団の災害発生時における消防活動の万全を期するため、分団詰所・装備資機材の充実・強化を図る。
- 地域の防災力向上のため、女性消防団員を含む消防団員の確保と質の向上に努める。

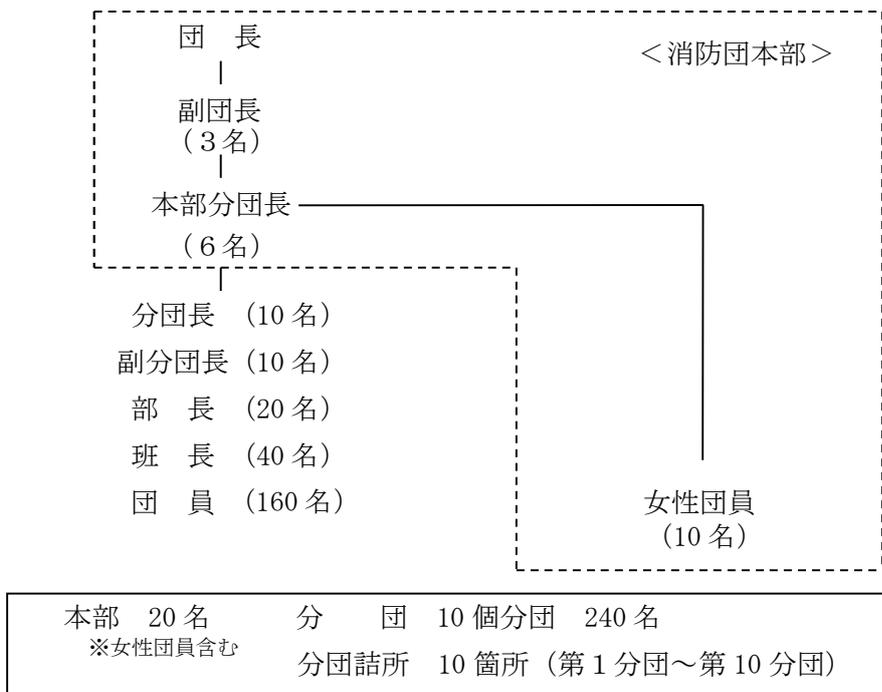
第1 消防団体制の強化

- 消防団（非常備消防）は、震災時、消防署隊と連携し、初期消火、延焼阻止及び救出救護活動等に従事し、平常時は地域住民に対し初期消火、救出救護等について技術的な訓練指導を行う。
- 多様化する災害に備え、武蔵野消防署との連携を密にして実態に即した災害現場に役立つ訓練の徹底に努め、災害時の即応体制を確立する。
- 地域防災体制の一層の充実を図るため、幅広い住民の入団促進についての手法の検討や、消防団に対する理解の促進を図る広報展開を行う。併せて、消防団員の処遇の改善についての検討も行っていく。

1 消防団の体制

- 消防団は、本部と10個分団で構成し、団員定数260名、指揮車1台、ポンプ車10台を配備し、武蔵野消防署との連携体制を確立して災害に備えている。

【図表3-1-5 消防団の体制】



2 分団詰所・装備資機材の充実強化

- 多様な災害に対応するため、消防団活動の拠点となる分団詰所の整備をはじめ、活動に必要な資機材や通信機器等を整備する。

(1) 消防団車両

指揮車	1台	本部
消防ポンプ車（A2級）	10台	第1分団～第10分団

(2) 分団詰所の整備

武蔵野市消防団詰所整備計画に基づき、分団詰所の適切な維持管理および更新について検討を進める。

第4節 事業所防災体制の強化

【市災対各部、本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署】

基本方針

- 市及び各防災関係機関は、事業所との協定締結や合同訓練の実施、事業所防災計画の作成促進等により、事業所の防災力の向上を図る。

第1 事業所の役割

- 事業所は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておく必要がある。
 - (1) 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映（その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記）
 - (2) 社屋内外の安全化、事業所防災計画や災害時用マニュアルの整備など事業活動の継続対策
 - (3) 防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分を目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
 - (4) 重要業務継続のための事業継続計画（BCP）の策定や、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進
 - (5) 組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策
 - (6) 武蔵野商工会議所、東京商工会議所、東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進

第1章 市民と地域の防災力向上

【予防対策】第5節 ボランティアとの協働・連携

- (7) 自衛消防訓練を通じ、消火・救出・救護活動能力の向上を図る。
- (8) 防火防災管理者制度に基づき、以下の事項を確立する。
 - ア 震災に備えての事前計画
 - イ 震災時の活動計画
 - ウ 施設再開までの復旧計画
 - エ 防災管理に関する消防計画に定める。
- (9) 自衛消防活動中核要員を中心に、救命講習等の受講を促進する。

※事業所防災計画

東京都震災対策条例に基づき、各事業所が事業活動に関して震災を防止するため、事業所単位で作成する防災計画。「震災に備えての事前計画」「震災時の活動計画」「施設再開までの復旧計画」を定める必要がある。

第5節 ボランティアとの協働・連携

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 庶務班、災対健康福祉部 庶務班、関係機関等】

基本方針

- ボランティアが円滑に活動できる体制を整備するとともに、防災ボランティア等の多様な主体との連携を図る。

第1 武蔵野市民社会福祉協議会(ボランティアセンター武蔵野)・武蔵野市国際交流協会等との連携

【災対市民部 庶務班、本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 庶務班、武蔵野市民社会福祉協議会】

- 災害が発生した場合できるだけ早い時期に、災害ボランティアの活動拠点となる「武蔵野市災害ボランティアセンター」を、武蔵野市民文化会館に設置し、災対健康福祉部が中心となりボランティアの受入れ等を行う必要がある。
- 市は、災害時の受援体制の整備として、武蔵野市民社会福祉協議会との協定に基づき「武蔵野市民社会福祉協議会(ボランティアセンター武蔵野)」を中心にした、市内の市民団体や民間機関と幅広くネットワークを築き、訓練等を実施して体制の整備を図っていく。また、武蔵野市民社会福祉協議会と連携し、「武蔵野市災害ボランティアセンターの手引き」を充実させる。なお、災害時は、武蔵野市民社会福祉協議会(ボランティアセンター武蔵野)に対し、情報や資器材等を提供する。
- 市は、武蔵野市国際交流協会との協定に基づき、登録された語学ボランティアを活用し、被災外国人等を支援する体制の整備を図っていく。
- 市と都は平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、更に効果的な連携のための体制づくりを推進する。

第2 防災ボランティア等との連携

- 多様な主体が、事前にボランティアとしての登録を展開し、登録ボランティアによる災害対策が実施できる体制を整備する。

1 東京都防災ボランティア等

【本部管理部 本部管理班】

＜応急危険度判定員＞【災対都市整備部建物調査班】

- ① 資格：建築士法第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士または知事が特に必要と認めた者（都内在住、在勤者）
- ② 業務内容：余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。
- ③ 所管：都都市整備局

＜被災宅地危険度判定士＞【災対都市整備部建物調査班】

- ① 資格：宅地造成等規制法施行令第17条に規定する土木または建築技術者
- ② 業務内容：災害対策本部が設置される規模の地震または降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。
- ③ 所管：都都市整備局

＜防災（語学）ボランティア＞【災対市民部物資管理搬送班】

- ① 資格：一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上70歳未満の都内在住、在勤、在学者）
- ② 業務内容：大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。
- ③ 所管：都生活文化局

＜建設防災ボランティア＞【災対都市整備部建物調査班】

- ① 資格：公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者
- ② 業務内容：建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握等
- ③ 所管：都建設局

2 警視庁交通規制支援ボランティア

【警視庁】

- 警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年8月から運用を開始している。
- 「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通

第1章 市民と地域の防災力向上

【予防対策】第5節 ボランティアとの協働・連携

の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

- ① 資格：警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者。
- ② 活動内容
 - ア 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動
 - イ 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動
 - ウ その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

3 東京消防庁災害時支援ボランティア

【東京消防庁】

- 東京消防庁は、消防署の支援をする専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を平成7年7月から開始した。
 - 平成18年1月に「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、災害時支援ボランティアの活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大し、災害対応の強化を図った。
 - 令和3年5月に「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱並びに事務処理要領、活動要領」を改正し、災害時における活動内容として消防署内での後方支援活動や、応急救護活動の拡充を図り、平常時は、消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を行う。また、登録計画人員の変更及び登録更新要領の見直しを図り、東京消防庁の職員家族ボランティアが創設された。
 - 災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー、コーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、災害時支援ボランティアの一層の充実強化を図る。また、災害時支援ボランティア用救助資器材を整備し、震災時の消防隊と連携した活動能力の向上を図る。
- ① 資格：原則、東京消防庁管轄区域内に居住、勤務または通学している15歳(中学生を除く。)以上で震災時などに消防署の支援を行う意思がある方で次のいずれかの要件を満たすもの。
 - ア 応急救護関係の資格等を有する者
 - イ 過去に消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する者
 - ウ 元東京消防庁職員及び東京消防庁職員と同居する15歳以上の家族で消防署の支援をする意思を有する者。
 - エ 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術等を有する者
 - ② 活動内容：震災時（震度6弱以上）、大規模自然災害発生時、その他大規模災害発生時にあらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、チームを編成後、消防職

員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動、応急救護活動などを行う。平常時には、消防署が市民に対して行う防火消防訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を行う。チームリーダー以上を目指す人に対しては「リーダー講習」、「コーディネーター講習」、「震災時消防活動支援特別講習」へ参加する。

③ 所 管：東京消防庁

4 赤十字ボランティア

【日本赤十字社東京都支部、赤十字奉仕団】

- 赤十字のボランティアは、救援ボランティア登録者、赤十字奉仕団、災害発生後に協力を申し出た市民、団体などにより構成される。活動は主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整の下に各防災機関と連携し、被災者の自立支援を目的に行うものとする。
- 日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災知識の普及につとめ、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。

(1) 赤十字ボランティアの役割

<赤十字災害救護ボランティア>

災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修を終了し、災害時に活動を希望する者を登録。登録したボランティアは「赤十字救護ボランティア活動推進連絡会」を組織し、赤十字ボランティアによる救護活動全般のコーディネートを行う。

<赤十字奉仕団>

- 地域赤十字奉仕団（武蔵野赤十字奉仕団）
地域において組織された奉仕団で、災害時には市と連携し、避難所等において被災者等への支援活動を行う。
- 特別赤十字奉仕団
学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団で、災害時は各団の特色を

第1章 市民と地域の防災力向上

【予防対策】第6節 市民・行政・事業所等の連携

活かし、避難所等において被災者のケア等の活動を展開する。

<赤十字個人ボランティア>

日本赤十字社東京都支部並びに病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティアで、災害時は個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動を行う。

第6節 市民・行政・事業所等の連携

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 災害ボランティアセンター班、災対市民部 庶務班、災対健康福祉部 庶務班、災対健康福祉部 災害ボランティアセンター班、警視庁、東京消防庁、日本赤十字社東京都支部、赤十字奉仕団、武蔵野市民社会福祉協議会】

基本方針

- 市、防災関係機関、自主防災組織、事業所、ボランティア等の多様な主体が相互に連携した防災ネットワークを構築する。

第1 相互に連携したまちづくり

- 従来の市民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、震災に強い社会を構築することが重要である。
- 市は、平成24年8月より、災害協力協定を締結している関係団体と「武蔵野市災害協力協定締結団体連絡会議」を開催しており、今後、災害時の連絡手段の確保等、連携体制のさらなる強化を図る。
- 市は、災害時に民間団体と協働で応急対応するために平常時から、随時講習・実習等を行い、連携を強化する。
- 地域の防災連携体制を推進するため、事業所等と地域住民が連携した防災訓練等の充実を図る。
- 吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会を事例として、市、都、防災関係機関、事業所及び地域との相互支援を協議する場の設置を推進する。
- 他自治体との相互支援体制の強化を図る。

第2 地域における防災連携体制の確立

- 市及び防災関係機関は、震災から地域ぐるみで地域社会を守るために、次の対策を推進し、地域における防災連携体制の確立を図る。

1 公共的団体等との協力体制の確立

- 市は、市域内における公共的団体の防災に関する組織及び住民の相互助け合いの精神に

基づく自発的な防災組織の充実を図るとともに、災害時における応急活動が能率的に処理されるよう、平素から相互の連絡を密にし、これら団体の業務及び協力方法等、協力体制の確立に努めるものとする。

- これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。
 - (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合、市その他関係機関に連絡すること。
 - (2) 災害に関する予警報その他情報を地域内住民に伝達すること。
 - (3) 震災時における広報広聴活動に協力すること。
 - (4) 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
 - (5) 避難誘導及び避難所内被災者の救助業務並びに負傷者の応急救護に協力すること。
 - (6) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
 - (7) 被害状況の調査に協力すること。
 - (8) 被災地域内の秩序維持に協力すること。
 - (9) 罹災証明書交付事務に協力すること。
 - (10) その他の災害応急対策業務に協力すること。

2 自主防災組織、事業所、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進

- 地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図る。

3 地域コミュニティの活性化

- コミュニティ協議会の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化を図る。

4 地域と事業所との連携強化

- 市は、都と連携して、商工会議所等の協力を得て、防災について地域貢献の意志のある事業者の紹介を受けて、地域との連携を図る。

応急対策

項目	実施担当	
	市担当	関係機関等
	非常配備態勢	
第1節 自助による応急対策の実施	本部管理部 本部管理班 災対市民部 物資管理搬送班	武蔵野市国際交流協会 東京都災害ボランティアセンター
第2節 市民による救出・救助活動	本部管理部 本部管理班	武蔵野消防署 武蔵野警察署 武蔵野市消防団
第3節 消防団による救出・救助活動	本部管理部 本部管理班	武蔵野消防署 武蔵野警察署 武蔵野市消防団
第4節 事業所による救出・救助活動	本部管理部 本部管理班	武蔵野消防署 武蔵野警察署 武蔵野市消防団
第5節 ボランティア等との協働・連携	災対健康福祉部 庶務班 災対健康福祉部 災害ボランティアセンター班 災対市民部 災害ボランティアセンター班	都 ボランティア

第1節 自助による応急対策の実施

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 物資管理搬送班、武蔵野市国際交流協会、東京都災害ボランティアセンター】

第1 市民自身による応急対策

- 発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
- 地震発生後数日間、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

第2 外国人支援対策

- 平常時は要配慮者でない外国人でも、災害時には、言語、生活習慣の違い、地震体験がないこと等による災害知識の不足等から、要配慮者となり得る。そこで外国人が、災害発生時に適切な行動がとれるよう、防災知識の普及を図るとともに、災害時には情報提供等を行う。
- 市は、(公財)武蔵野市国際交流協会(MIA)との「災害時における外国人支援活動に関する協定」に基づき、災害時における外国人への支援を図る。

1 災害時の被災外国人への支援

(1) 市の対応

ア 情報提供

- 被災状況、救援物資、避難所利用法、緊急的な生活支援等、市が発する情報を外国人に伝わりやすい言語（翻訳文、やさしい日本語等による掲示、市ホームページの多言語化又は株式会社エフエムむさしの等の放送を利用）で提供する。

イ 言語面での支援

- 市は、（公財）武蔵野市国際交流協会（M I A）と連携して、避難所等での言語面で助けを必要とする外国人の支援を行う。

ウ 相談窓口の開設

- 外国人からの行政手続きを含む法律相談に対応し、また悩みやストレスを解消するため、（公財）武蔵野市国際交流協会（M I A）の協力を得て、市役所に相談窓口を開設する。
- 都庁内に開設される「外国人災害時情報センター」の支援を得て、外国人への情報提供を実施する。
- 東京都防災（語学）ボランティアの協力を得る。

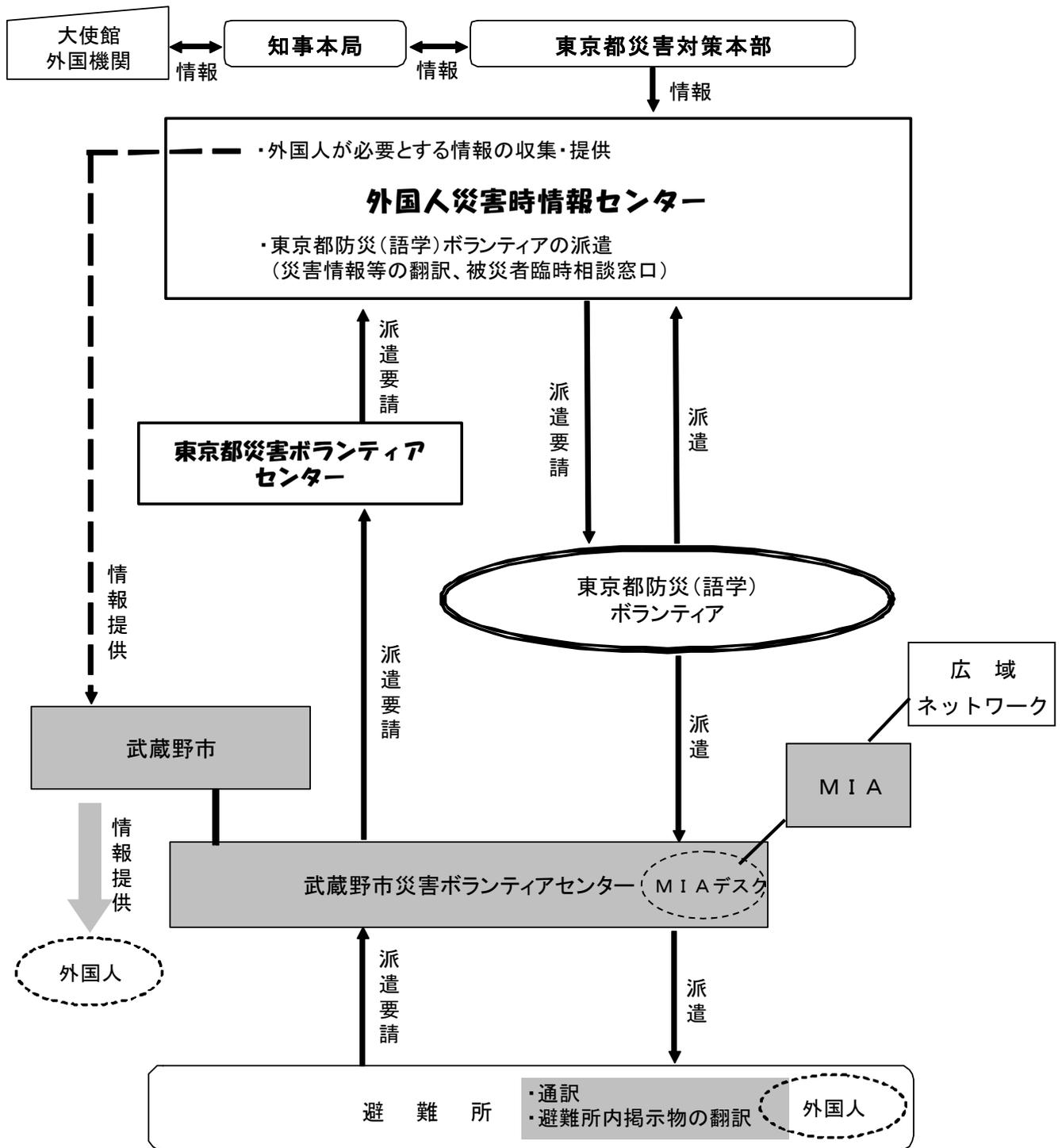
(2) 都の対応

- 都生活文化局は都庁に「外国人災害時情報センター」を開設し、次の業務を行う。
 - ア 外国人が必要とする情報の収集・提供
 - イ 市区町村等が行う外国人への情報提供に対する支援
 - ウ 東京都防災（語学）ボランティアの派遣
 - エ 被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応

2 外国人支援団体との連携

- 災害発生時には、市は（公財）武蔵野市国際交流協会（M I A）等の外国人支援団体に、協力可能な語学ボランティアを、災害ボランティアの活動拠点となる「武蔵野市災害ボランティアセンター」に派遣させることなどを要請する。

【図表3-1-6 災害時の外国人支援の流れ】



第2節 市民による救出・救助活動

【本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署、武蔵野警察署、武蔵野市消防団】

- 消防団及び自主防災組織（東京防災隣組など）や事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

第1 初期消火活動

- 火災が発生した場合は、自主防災組織等が協力して、スタンドパイプやD級可搬ポンプ等を活用した初期消火を実施する。
- なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。

第2 救出・救護活動

- 地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。
- 倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、救護所への搬送を実施する。
- 避難行動要支援者（災害時要援護者含む）については、登録名簿をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

第3節 消防団による救出・救助活動

【本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署、武蔵野警察署、武蔵野市消防団】

- 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、防災用MC A無線・携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。
- 消防署隊と連携し、消火活動等及び活動障害排除等の活動を行う。
- 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

第4節 事業所による救出・救助活動

【本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署、武蔵野警察署、武蔵野市消防団】

- 来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、応急救護を行う。
- 防火戸、防火シャッターなどの防火設備を有効に活用し、出火防止を実施する。
- 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。
- 正確な情報を収集、提供する。
- 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。
- 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。
- 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

第5節 ボランティア等との協働・連携

【災対健康福祉部 庶務班、災対健康福祉部 災害ボランティアセンター班、災対市民部 災害ボランティアセンター班、都、ボランティア】

第1 武蔵野市災害ボランティアセンターの設置

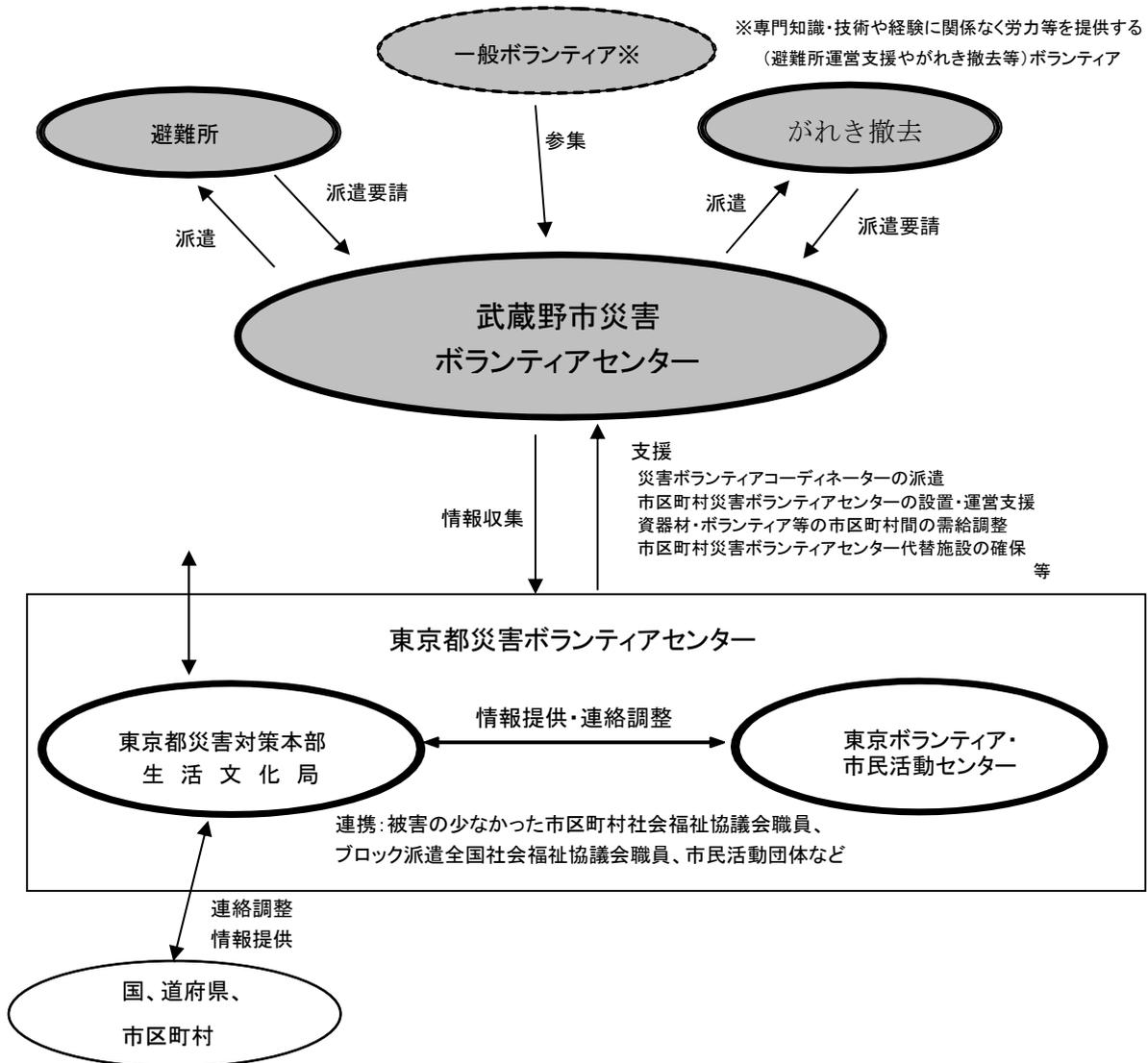
- 大規模災害においては、被災者に対する効果的な救済活動を実現するため、ボランティアやNPO、関係機関との連携を図る。
- 災害が発生した場合できるだけ早い時期に、災害ボランティアの活動拠点となる「武蔵野市災害ボランティアセンター」を武蔵野市民文化会館に設置し、災対健康福祉部災害ボランティアセンター班が中心となりボランティアの受入れと派遣等を行う。
- 市は、災害時に武蔵野市民社会福祉協議会（ボランティアセンター武蔵野）に対し、情報や資器材等を提供、またはあつせんする。
- 全国から集まったボランティアの宿泊先は以下の施設等を予定する。

武蔵野市民文化会館 和室 茶室等	中町3-9-11
武蔵野総合体育館 柔道場 和室研修室等	吉祥寺北町5-11-20

第2 東京ボランティア・市民活動センター等との連携

- 災害時については、都は広域的な立場から市区町村の活動を調整及び補完することを基本に、市と密接に連携を図り、ボランティア等を支援する。
- 市は、情報や資器材の提供など、ボランティア等を直接的に支援するのに対し、都は、「東京ボランティア・市民活動センター」と連携して被災地全域の情報を提供し、コーディネーター等の専門的な人材を確保するなど、広域的に支援を図っていく。

【図表3-1-7 ボランティア連携イメージ】



第1章 市民と地域の防災力向上

【応急対策】第5節 ボランティア等との協働・連携

東京都防災ボランティア等の活動内容

ボランティア名		出動要件及び活動内容
事前登録ボランティア	防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、市区町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援
	応急危険度判定員	市区町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
	被災宅地危険度判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
	建設防災ボランティア	震度5強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、また、震度6弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
警視庁交通規制支援ボランティア	警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機材）の搬送及び設置などの活動を実施	
東京消防庁災害時支援ボランティア	東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動などを実施	

第3 赤十字ボランティアの活動内容

<赤十字災害救護ボランティア>

「赤十字救護ボランティア活動推進連絡会」を組織し、赤十字ボランティアによる救護活動全般のコーディネートを行う。

<赤十字奉仕団>

○地域赤十字奉仕団

地域において組織された奉仕団で、災害時には市と連携し、避難所等において被災者等への支援活動を行う。

○特別赤十字奉仕団

学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団で、災害時は各団の特色を生かし、避難所等において被災者のケア等の活動を展開する。

<赤十字個人ボランティア>

日本赤十字社東京都支部並びに病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティアで、災害時は個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動を行う。